

拡散防止管理区域台帳

名古屋市

整理番号	条 26-5	指定年月日・指定番号	平成26年5月21日 管 - 32	所在地	名古屋市中村区名駅南一丁目1924番の一部		
調製・訂正年月日	平成26年5月21日（平成29年2月28日（指定解除））						
拡散防止管理区域の概況	事務所					面積	116㎡
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有・無						
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された拡散防止管理区域にあっては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた拡散防止管理区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
拡散防止管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	H26. 3. 31	水銀及びその化合物			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社 ジオ・アクア
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
	H28. 12. 21	H29. 1. 31	土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）		土地所有者	有・無	浄化等処理施設にて処理
						有・無	
						有・無	
						有・無	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「拡散防止管理区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

拡散防止管理区域内の土壌の汚染状態

1 拡散防止管理区域の所在地

名古屋市中村区名駅南一丁目1924番の一部（詳細は4のとおり）

2 試料の採取を行った日

平成 25 年 11 月 2 日

3 調査結果

（1）土壌ガス調査結果

表 1 のとおり

（2）表層土壌調査結果

表 2 のとおり

4 拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域並びに試料採取位置図

図のとおり

表1 土壌ガス調査結果

単位：volppm

項目	No. 1	No. 2	定量下限値
四塩化炭素	<0.1	<0.1	0.1
1,2-ジクロロエタン	<0.1	<0.1	0.1
1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	0.1
1,3-ジクロロプロペン	<0.1	<0.1	0.1
ジクロロメタン	<0.1	<0.1	0.1
テトラクロロエチレン	<0.1	<0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	0.1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	0.1
トリクロロエチレン	<0.1	<0.1	0.1
ベンゼン	<0.05	<0.05	0.05

< : 定量下限値未満を示す。

表2 表層土壌調査結果

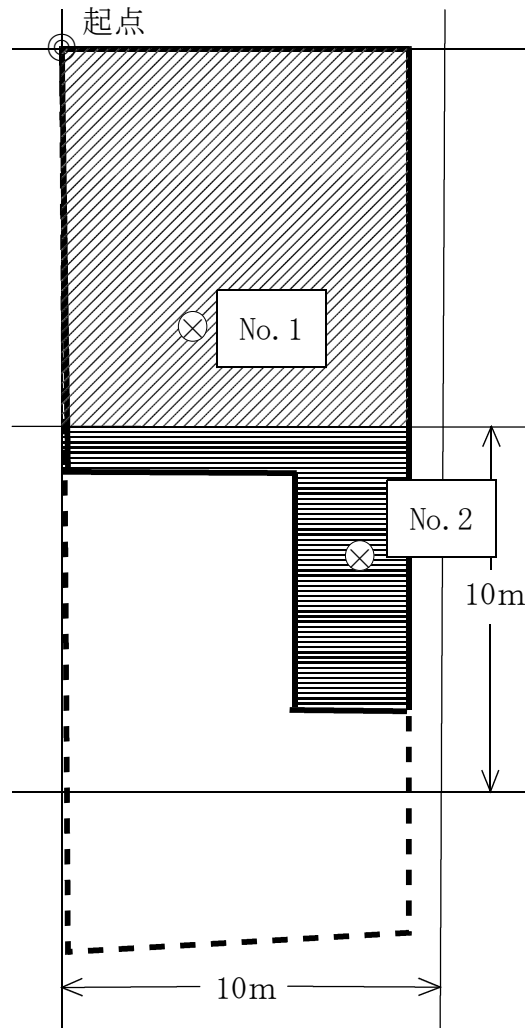
項目		No. 1	No. 2	土壌汚染等 処理基準	
土壌 溶出量 調査 (mg/L)	第二種 特定 有害物 質	カドミウム及びその化合物	<0.001	0.001	0.01以下
		六価クロム化合物	<0.04	<0.04	0.05以下
		シアン化合物	<0.1	<0.1	検出されないこと
		水銀及びその化合物	0.059	0.020	0.0005以下
		アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
		セレン及びその化合物	0.002	0.005	0.01以下
		鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	0.01以下
		砒素及びその化合物	0.010	<0.005	0.01以下
		ふっ素及びその化合物	1.1	0.9	0.8以下
		ほう素及びその化合物	<0.1	<0.1	1以下
	第三種 有害物 特定	シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003以下
		チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006以下
		チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02以下
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
		有機リン化合物	<0.1	<0.1	検出されないこと
土壌 含有量 調査 (mg/kg)	第二種 特定 有害物 質	カドミウム及びその化合物	<5	<5	150以下
		六価クロム化合物	<5	<5	250以下
		遊離シアン	<5	<5	50以下
		水銀及びその化合物	0.8	5.3	15以下
		セレン及びその化合物	<1	<1	150以下
		鉛及びその化合物	130	170	150以下
		砒素及びその化合物	11	11	150以下
		ふっ素及びその化合物	120	170	4000以下
		ほう素及びその化合物	20	10	4000以下

< : 定量下限値未満を示す。

: 土壌汚染等処理基準不適合を示す。

図 拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域並びに試料採取位置図

中村区名駅南一丁目1924番



凡例



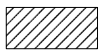
: 調査対象地

× : 土壌ガス調査地点



: 筆の境界

○ : 土壌試料採取地点



: 拡散防止管理区域（水銀及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））
形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））



: 拡散防止管理区域（水銀及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））
形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））並びに
鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合）